福井市『森の国・木の街』づくり宣言参画事業

宣言公認パートナー　Q&A 集

制度全般について

Q1. 認定を受けるのに費用はかかりますか。

A. 認定料は無料です。ロゴマークの使用料も無料です。

Q2. どのような団体・企業が対象になりますか。

A. 木育活動（木のおもちゃの提供、木育イベントの開催、木材利用の普及啓発、木質空間の整備、**木材利用の環境上の効果に関する情報発信**等）や木材利用（生産、加工、販売）に継続的に取り組んでいる、または取り組む計画がある、市内に拠点を置く企業・団体・教育・保育施設・個人事業主が対象です。

Q3. すでに木育活動をしている場合、新しい活動を追加しないと認定されませんか。

A. いいえ。すでに実施している活動をそのまま申請書に記載していただければ、追加の新規活動は必須ではありません。

Q4. 個人（フリーランス等）でも申請できますか。

A. 個人事業主として活動されている場合は申請対象となります。純粋な個人（法人・事業としての活動実績のない方）については事務局にご相談ください。

Q5. おもちゃの貸出やイベント開催だけでなく、情報発信や普及啓発だけの活動でも対象になりますか。

A. はい。木材利用の環境上の効果に関する情報発信など、市民の判断力の向上に資する活動（基本方針のステップ④「考える・判断する」に相当する活動）も認定対象になります。製材業・建材業など、体験イベントを実施していない企業・団体もご相談ください。

Q6. 福井市『森の国・木の街』づくり宣言と、国の制度はどう関係していますか。

A. 福井市の宣言は、林野庁が令和 7 年 10 月 1 日から募集している「『森の国・木の街』づくり宣言」への本市の参画として行っているものです。国の

制度は、自治体や企業等が①建築物の木造化などの木材利用の推進、②木材利用効果の見える化、の 2 点に取り組むことを表明するもので、参画すると宣言の内容が林野庁のウェブサイトで公表されます。

Q7. 宣言公認パートナーになれば、「森の国・木の街」づくり宣言を行ったことになりますか。

A. 福井市『森の国・木の街』づくり宣言参画事業 宣言公認パートナー」となっても「『森の国・木の街』づくり宣言」を行ったことにはなりませんので、別途林野庁への申請が必要になります。

申請手続きについて

Q8. 申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか。

A. 申請書提出から概ね 1 か月程度を目安としています。内容確認のためお時間をいただく場合もあります。

Q9. 申請しても認定されない場合はありますか。

A. 実施要綱第 3 条・第 4 条の要件（活動実績や計画の具体性、基本方針の 5 ステップ（触れる・感じる～行動する）のいずれかへの適合、県産材・地域材への配慮など）を満たさない場合や、欠格事項に該当する場合は認定されないことがあります。不明な点は事前に事務局にご相談いただくことをお勧めします。

Q10. 申請書はどこで入手できますか。

A. 福井市ホームページの「福井市『森の国・木の街』づくり宣言参画事業 宣言公認パートナー」ページからダウンロードできます。林業水産課窓口でも配布しています。

Q11. 一度不認定になった場合、再申請はできますか。

A. 可能です。要件を満たすよう活動内容や計画を見直した上で、再度申請してください。

認定後について

Q12. 認定の有効期間はどのくらいですか。

A. 認定日から 2 年間です。継続を希望する場合は、有効期間満了の 1 か月前までに更新申請をしてください。

Q13. ロゴマークはどんな用途に使えますか。

A. 店舗・施設の看板、パンフレット、ウェブサイト・SNS、製品・包装、名刺等に使用できます。使用に際してはロゴマーク使用規程・使用マニュアルに従ってください。

Q14. 認定後、報告の義務はありますか。

A. パートナー皆様においては、認定の有効期間中、毎年度 3 月末までに実績報告書（様式第 5 号）の提出をお願いしています。実績は 5 つのステップ別に記入いただく形式です。あわせて、木材利用効果の見える化（CO2 固定量・炭素貯蔵量等の情報発信）に関する実績についてもご報告いただき、国の宣言に基づく取組の実施状況として活用させていただく場合があります。

Q15. 体験活動をしていなくても対象になりますか。

A. はい。体験活動を伴わない情報発信・広報活動のみの企業・団体（製材業・建材業 等）も対象です。

Q16. 具体的にどんな取組が対象になりますか。

A. 木のおもちゃの提供、木育イベント、木材利用の普及啓発、木質空間の整備のほか、木材利用の環境効果に関する情報発信なども対象となります。

Q17. 認定が取り消されることはありますか。

A. 偽りの申請が判明した場合、要件を欠くに至った場合、宣言の趣旨に著しく反する行為があった場合等には、認定を取り消すことがあります（実施要綱第 10 条）。

Q18. 認定を辞退したい場合はどうすればよいですか。

A. 認定辞退届（様式第 3 号）を事務局に提出してください。

Q19. 宣言公認パートナーの活動実績は、市の他の計画にどのように使われますか。

A. 毎年度提出いただく実績報告書の内容は、「ふくい木育行動計画」の数値目標（宣言公認パートナー認定件数等）の算定に活用します（実施要綱第 13 条）。

メリットについて

Q20. 補助金の「優先的な案内」とは具体的に何をしてもらえますか。

A. 木質空間整備支援や木育活動支援などを行う「ふくい木育推進事業」に関する既存の補助制度について、通常の応募期間より先行して、補助金の案内をさせて頂きます。加えて、募集開始時期や申請のポイントを個別にご案内する等のサポートを想定しています（採択の優先を保証するものではありません）。

Q21. 木育スタンプラリーには必ず参加しなければなりませんか。

A. 参加は任意です。ご希望の宣言公認パートナーのみ公式スポットとして掲載します。